

No. 4250507

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部_生活保護課
課長名	小藪 正

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	生活保護費給付事業		会計区分		01 一般会計	
			款項目コード(款-項-目)	03	—	03 — 02
			事業コード(大-中-小)	01	—	31 — 24
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	3	生活保護行政の適正な運営			
事務事業の目的	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	上記の目的を達成するために、相談、申請受付のうえ、保護に関する調査・決定を行い、生活保護費の支給や被保護者の就労支援などの自立助長に向けた援助を行う。					
根拠法令、要綱等	生活保護法					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
生活困窮により生活保護を必要とする方	【相談・申請】 生活保護の説明を行うとともに、生活福祉資金や各種社会保障施策等の活用を検討するための助言を行い、生活保護の申請を受け付ける。
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	【調査・決定】 生活保護法に基づき、調査(実地・資産・扶養・就労・他制度等)を行い、必要とする方に対して保護費の支給を決定する。
生活保護法に基づき、適正に保護を実施し自立を助長する。	【支給・自立助長】 基準に基づく最低生活費から収入を差し引いた額を支給する。定期的に訪問し実地調査を行うほか、就労や自立に向けた助言や指導を行う。

事業開始時点からこれまでの状況変化等

本市の生活保護受給者は平成20年度以降急増し、平成25年度末では平成20年度の1.4倍となっている。世帯構成も高齢化を背景に高齢者世帯が増加していることに加え、稼働年齢層を含むその他世帯も増加している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	—	2,731,216,667	2,793,372,000	3,139,000,000	3,320,400,000	3,512,500,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	2,541,525,347	2,619,216,667	2,679,272,000	3,020,000,000	3,200,000,000	3,390,000,000		
財源内訳	国県支支出金	2,005,285,922	1,993,504,818	2,021,348,000	2,265,000,000	2,400,000,000	2,542,500,000		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	20,750,518	21,995,345	16,989,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	515,488,907	603,716,504	640,935,000	739,000,000	784,000,000	831,500,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	—	112,000,000	114,100,000	119,000,000	120,400,000	122,500,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	—	16.00	16.30	17.00	17.20	17.50		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	—	5.97	6.72	6.72	6.72	6.72		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 就労支援対象者	人	計画	—	100	105	110	115	120
			実績	69	98	—	—	—	—
	② ハローワークと連携した就労支援回数	回	計画	—	45	90	90	90	90
			実績	—	39	—	—	—	—
	③		計画	—	—	—	—	—	—
実績			—	—	—	—	—	—	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
① 就労支援対象者	就労支援プログラムの参加人数	人	計画	-	100	105	110	115	120
			実績	69	98	-	-	-	-
② ハローワークと連携した就労支援	生活保護受給者を対象としたハローワーク面接相談員の相談回数	回	計画	-	45	90	90	90	90
			実績	-	39	-	-	-	-
③			計画	-					
			実績			-	-	-	-
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿									
<記述欄>※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点	チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	保健・福祉・医療の連携強化の中で、総合計画にも明確に位置づけられており、市の上位政策・施策と結びついている。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	生活保護受給者は、高齢化の進展や経済環境の低迷などから年々増加しており、事業の重要性は増している。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	法定受託事務であり、市が事業主体であることが法で定められている事業である。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	成果指標であるハローワークと連携した就労支援は順調に推移しており、保護の適正実施・自立助長についても順調である。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	国で事業内容や事務処理の方法を定めている法定受託事務であることから、事業内容を見直す余地はない。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法定受託事務であり、民間委託や指定管理者制度等の利用はできない。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法定受託事務であり、類似する他事業との統合・連携はできない。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	人件費のうち大部分を占めるケースワーカーは、平成26年4月1日現在、17名中正職員13名嘱託職員4名となっている。 今後の保護世帯数や申請相談件数の推移によっては、人員増加も見込まれる。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	生活保護制度は、生活に困窮されている方の最低生活を保障する制度のため、受益者負担はない。

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 <small>(該当欄を選択)</small>	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	(今後の方向性の理由) 今後も保護世帯の増加が考えられるが、国の施策に従い適正に事業を実施していく。			
改革改善内容	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果				
	ハローワークと連携して、就労支援の強化を行うとともに、ケースワークを通して不正受給の防止を行っていく。				
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上		●		
	維持				
	低下				
		外部評価の実施	有：外部評価(市民事業仕分け)	実施年度	平成24年度
		H25進捗状況	1. 対応済(廃止含む)		
		H25取組内容	・職員(ケースワーカー数)を基準に基づく適正数配置した。 ・ハローワークとの連携を強化し、ハローワークの就労支援員による生活保護課内での面接を週2回実施することとした。 ・職員の資質の向上のため、講師による研修を月1回行うとともに、毎朝勉強会を継続して行うようにした。また年1回の全国研修会への参加も開始した。		
		決算審査特別委員会における意見等	(委員からの意見等)		
		決算審査特別委員会における意見等	特になし		

別記様式（第5条関係）

No.	4250505	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部_生活援護課				
				課長名	小藪 正				
評価対象年度	平成25年度	(Plan) 事務事業の計画							
事務事業名	低所得者等援護事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	03
				事業コード(大-中-小)	01	—	31	—	18
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	2	地域福祉の推進						
事務事業の目的	行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地・埋葬等に関する法律に規定する救護、及び火葬、埋葬を行う。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	行旅病人及行旅死亡人取扱法で規定する行旅病人及び死亡人に関しては、通院、入院、火葬、埋葬費用を一時的に市が負担し、本人又は相続人へ実費の請求を行う。身元不明の場合は、熊本県が負担する。 墓地・埋葬等に関する法律で規定する身元引受人のいない死亡人の場合、市が火葬・埋葬を行い、相続人を調査し、相続人へ実費を請求する。								
根拠法令、要綱等	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地・埋葬等に関する法律								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定				

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象（誰・何を）	内容（手段、方法等）
移動中や漂泊中に病気になる救護者がいない方及び死亡し引き取り者のいない方	【行旅病人及び死亡人】 病院への通院・入院等の救護。死亡人の火葬・埋葬。 身元調査、相続人調査、公告、官報への登載。 本人又は相続人への実費の請求。 身元不明の場合は、熊本県が負担する。
成果目標（どのような効果をもたらしたいのか）	【身元引受人のいない死亡人】 死亡人の火葬・埋葬。 相続人調査。相続人への実費の請求。 相続人が拒否した場合は、八代市の予算で対応する。
必要な方に対して、通院・入院等の救護、火葬・埋葬を行う。	
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
近年八代市では、行旅病人や行旅死亡人、葬祭執行者がいない死亡人の件数は減少しており、平成23年度からは0件となっている。	

コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
総事業費	（単位：円）			-	700,000	1,112,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	
	事業費(直接経費)	（単位：円）			0	0	412,000	417,000	417,000	417,000
		財源内訳	国県支出金		0	0	0	0	0	0
			地方債		0	0	0	0	0	0
			その他特定財源（特別会計→繰入金）		0	0	412,000	417,000	417,000	417,000
		一般財源（特別会計→事業収入）		0	0	0	0	0	0	
	人件費			24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込	
	概算人件費(正規職員)	（単位：円）	-	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000		
	正規職員従事者数	（単位：人）	-	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
	臨時職員等従事者数	（単位：人）	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	行旅病人・死亡人数	件	計画	-	8	8	8	8	
				実績	0	0	-	-	-	
	②			計画	-					
				実績			-	-	-	
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合										

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	①			計画	-				
				実績			-	-	-
	②				計画	-			
					実績			-	-
	③				計画	-			
					実績			-	-
<記述欄>※数値化できない場合 必要な方すべてに対して、救護又は葬祭を行うもので、数値化になじまない。									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	この事業は、行旅人の救護・身元引受人のない死亡人の葬祭を行うことにより、不慮の際の不安を解消し、健やかに暮らせる町づくりに寄与しており、上位政策に結びついている。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	近年該当者は出ていないが、高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、葬祭執行者のいない死亡人が増加する可能性がある。そのため、ニーズは薄れていない。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	この事業は、法に市町村が行うことが明記されており、市が事業主体であることは妥当である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	当事業の該当者などが出た際には、適切に確認等事務処理を行っており、成果目標は順調に達成されている。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	法に規定されているため、見直しの余地はない。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	事業量が変動するため、民間委託や指定管理者制度を導入するメリットが少ない。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	法に規定されているため、他事業との統合・連携はできない。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	この事業は、病人や死亡人が発生してから対応することになるため、早急な対応が必要になり、職員は24時間対応を迫られる場合がある。そのため、非常勤職員による対応等は不可能である。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	行旅病人・死亡人については、実費を本人又は相続人へ請求するか、身元引受人のない死亡者の場合は熊本県が負担する。身元引受人のない死亡者の場合は実費を相続人へ請求、相続人が拒否した場合は八代市の予算で対応する。いずれも法に規定されており、見直しの余地はない。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 法の趣旨に基づき、適正に対応していく。	
	改革改善内容				
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 法の趣旨に基づき、適正に対応していく。					
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上				
	維持		●		
低下					
外部評価の実施		無		実施年度	
改善進捗状況等		H25進捗状況			
H25取組内容					
決算審査特別委員会における意見等		特に無し (委員からの意見等)			

別記様式（第5条関係）

No.	4250506	事務事業評価票		所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉				
				所管課・係名	健康福祉部 生活援護課				
				課長名	小藪 正				
評価対象年度	平成25年度		(Plan) 事務事業の計画						
事務事業名	住宅手当緊急特別措置事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	03	—	01	—	03
				事業コード(大-中-小)	01	—	31	—	20
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち						
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化						
	具体的な施策と内容	2	地域福祉の推進						
事務事業の目的	住宅を喪失した方、または喪失のおそれのある方に対し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	離職者であって、就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を失っている者、又は失うおそれのある者を対象として、原則3ヶ月間(最長9ヶ月間)賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付を支給し、再就職に向けた支援を行う。								
根拠法令、要綱等	住宅支援給付事業実施要領								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	1 義務である ● 2 義務ではない			
事業期間	開始年度	平成21年度		終了年度	平成26年度				

(Do) 事務事業の実施									
評価対象年度の事業の内容									
対象 (誰・何を)				内容 (手段、方法等)					
住宅を喪失した方、又は喪失のおそれのある方				住宅支援給付の申請書等を受理・審査のうえ、支給要件のすべてを満たしている者に対して、支給決定を行い、当該受給者に対し住宅支援給付を支給する。					
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)				支給期間中に常用就職先の確保を早期に行えるよう、就労支援員による就労支援を行う。					
上記の者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。									
事業開始時点からこれまでの状況変化等									
ハローワークとの連携により、支給世帯数は年々増加していたが、近年は求人倍率等の改善により受給者数は激減している。平成27年度以降は生活困窮者自立支援法の中で実施予定。									
コスト推移				24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込
総事業費 (単位:円)				-	2,004,985	2,303,000	0	0	0
事業費(直接経費) (単位:円)				6,190,840	954,985	1,253,000	0	0	0
財源内訳	国県支支出金			6,190,000	954,000	1,253,000	0	0	0
	地方債			0	0	0	0	0	0
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)			0	0	0	0	0	0
	一般財源 (特別会計→事業収入)			840	985	0	0	0	0
人件費				24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:円)				-	1,050,000	1,050,000	0	0	0
正規職員従事者数 (単位:人)				-	0.15	0.15	0.00	0.00	0.00
臨時職員等従事者数 (単位:人)				-	0.20	0.20	0.00	0.00	0.00
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	住宅支援給付支給件数	件	計画	-	299	36		
				実績	218	32	-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
実績						-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 住宅支援給付支給件数	支給件数により、事業の実施状況を把握するため。	件	計画	-	299	36		
				実績	218	32	-	-	-
	②			計画	-				
				実績			-	-	-
	③			計画	-				
				実績			-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価				
着眼点		チェック	判断理由	
事業実施の 妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	当事業は第二のセーフティネットであり、生活保護に至る前の救済という意味で、上位政策に結びつく重要な施策である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	生活保護受給者数は増加を続けており、また生活保護に至る前の困窮者も潜在的に多数存在すると考えられる。 今後も第二のセーフティネットとして同様の事業を行っていく必要がある。
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	国が策定している実施要領において、市町村が事業主体と決まっており、事業主体となることは妥当である。
活動内容の 有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	ハローワークとの連携により、支給世帯数は年々増加していたが、求人倍率等の改善により受給者数は激減した。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか(成果をこれ以上伸ばすことはできませんか)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	国が策定している実施要領で事業内容は定められており、見直しの余地はない。 しかし平成27年度からは生活困窮者自立支援法で実施していくため、再度検討予定。
実施方法の 効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	現在非常勤職員で対応しており、民間委託・指定管理者制度を導入するメリットは少ない。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	現在嘱託職員が担当しているが、この職員は生活保護就労支援員を兼務しており、関連する事業と連携を行っている。 本事業は、平成27年度から別の制度での実施となるため、統合・連携についてもその後再度検討予定。
	③	【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	現在も非常勤職員で対応しており、これ以上の削減は難しいと思われる。 平成27年度以降の新制度において検討していきたい。
	④	【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	本事業には受益者負担はない。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 本事業は平成26年度末で終了し、平成27年度より生活困窮者自立支援制度の中の一事業として実施することになるため、より一層法の目的に沿うように適正化に努めていく。	
	今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果				
改革改善内容 本事業は平成26年度末で終了し、平成27年度より生活困窮者自立支援制度の中の一事業として実施することになるため、より一層法の目的に沿うように適正化に努めていく。					
改革改善による期待成果					
		コスト			外部評価の実施 無 実施年度
		削減	維持	増加	
成果	向上				改善進捗状況等 H25進捗状況 H25取組内容
	維持		●		
	低下				
決算審査特別委員会における意見等		(委員からの意見等)			特に無し

別記様式（第5条関係）

No. 4250508

事務事業評価票

所管部長等名	健康福祉部長 上田 淑哉
所管課・係名	健康福祉部_生活保護課
課長名	小藪 正

評価対象年度 平成25年度

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	生活保護事業		会計区分		01 一般会計	
			款項目コード(款-項-目)	03	—	03 — 01
			事業コード(大-中-小)	01	—	31 — 25
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち			
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり			
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化			
	具体的な施策と内容	3	生活保護行政の適正な運営			
事務事業の目的	生活保護費給付事業を適正に実施するための体制整備。					
事務事業の概要 (全体事業の内容)	生活保護費給付事業に必要な事務及び職員の技能向上のための研修や各種調査等を行うための体制を整備する。					
根拠法令、要綱等	生活保護法					
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営	● 一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前	終了年度	未定		

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容

対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
生活保護費給付事業を通じた生活保護受給者等	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医(一般・精神各1名)による医療の助言及び要否判定 ・生活保護にあたる職員への研修の実施 ・診療報酬明細書の点検 ・面接相談員、就労支援員等の配置 ・市外への扶養調査 ・SV・CW全国研修会への参加 ・医療券・介護券発行 ・関係機関調査手数料等支払事務 ・備品等の維持管理
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
生活保護費給付事業を適正・円滑に実施する。	などを行うことにより、生活保護費給付事業を適正に実施する。

事業開始時点からこれまでの状況変化等

本市の生活保護受給者は平成20年度以降急増し、平成25年度末では平成20年度の1.4倍となっている。世帯構成も高齢化を背景に高齢者世帯が増加していることに加え、稼働年齢層を含むその他世帯も増加している。

コスト推移		24年度決算	25年度決算	26年度予算	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
総事業費	(単位:円)	-	38,334,269	42,016,000	42,000,000	42,000,000	42,000,000		
事業費(直接経費)	(単位:円)	15,193,503	24,334,269	28,016,000	28,000,000	28,000,000	28,000,000		
財源内訳	国県支支出金	5,842,000	7,135,000	9,062,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000		
	地方債	0	0	0	0	0	0		
	その他特定財源 (特別会計→繰入金)	0	0	0	0	0	0		
	一般財源 (特別会計→事業収入)	9,351,503	17,199,269	18,954,000	19,000,000	19,000,000	19,000,000		
人件費		24年度	25年度	26年度見込	27年度見込	28年度見込	29年度見込		
概算人件費(正規職員)	(単位:円)	-	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000		
正規職員従事者数	(単位:人)	-	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00		
臨時職員等従事者数	(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	① 嘱託医協議件数	件	計画	-	600	640	650	660	670
			実績	532	637	-	-	-	-
	② レセプト点検率	%	計画	-	100	100	100	100	100
			実績	100	100	-	-	-	-
	③ 主事研修回数	回	計画	-	12	12	12	12	12
実績			12	12	-	-	-	-	
〈記述欄〉※数値化できない場合									

別記様式（第5条関係）

指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	① 嘱託医協議件数	医療扶助の適正化の点で嘱託医の助言を受けた回数を設定	回	計画	-	600	640	650	660	670
				実績	532	637	-	-	-	-
	② レセプト点検率	医療扶助の適正化の点でレセプト点検の実施状況を設定	%	計画	-	100	100	100	100	100
				実績	100	100	-	-	-	-
	③			計画	-					
				実績			-	-	-	-
〈記述欄〉※数値化できない場合										

(Check) 事務事業の自己評価			
着眼点		チェック	判断理由
事業実施の 妥当性	① 【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	● 結びつく 一部結びつく 結びつかない	本事業は、「八代市総合計画」の「5か年で取り組む施策」のうち「保健・福祉・医療の連携強化」に位置づけられている「生活保護費給付事業」の体制整備の事業であり、上位政策・施策に結びついている。
	② 【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	● 薄れていない 少し薄れている 薄れている	生活保護受給者が増加している状況であり、事業の役割は薄れていない。
	③ 【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか（国・県・民間と競合していませんか）	● 妥当である あまり妥当でない 妥当でない	この事業は生活保護の実施に必要な事業であり、法定受託事務である生活保護費給付事業と一体的に実施する必要があるため、市が事業主体であることは妥当である。
活動内容の 有効性	① 【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	● 順調である あまり順調ではない 順調ではない	嘱託医協議件数・レセプト点検率など成果指標は順調に推移しており、生活保護給付事業は適正・円滑に実施できている。
	② 【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか（成果をこれ以上伸ばすことはできませんか）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直すべき	生活保護給付事業の体制整備の事業であり、国や県の指導に従い事業を行っているため、事業内容を見直す余地はない。
実施方法の 効率性	① 【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	現在も診療報酬明細書の点検については業者委託を行っており、今後も民間委託等を活用していく予定である。
	② 【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	生活保護就労支援員は、住宅手当の就労支援員と兼務しており、関連する他の事業との統合・連携によりコストの削減を図っている。今後もこのような形態で行っていく予定である。
	③ 【人件費の見直し】 現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能ですか	● できない 検討の余地あり 可能である	面接相談員及びケースワーカーの一部は、現在も非常勤職員で対応しているが、これ以上の拡充は不可能であり、正職員の配置を希望している。
	④ 【受益者負担の適正化】 事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要はありますか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 見直しの余地はない 検討の余地あり 見直しが必要である	生活保護費給付事業の体制整備のための事業であるため、受益者負担はない。

別記様式（第5条関係）

(Action) 事務事業の方向性と改革改善					
今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			(今後の方向性の理由) 今後も保護世帯の増加が考えられるが、国の施策に従い適正に事業を実施していく。	
	改革改善内容				
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 生活保護を行っていくうえで重要な事業であるため、適切な事務の執行が必要であり、今後もケースワーカーの技能向上のための研修や各種調査の徹底を図る予定である。					
改革改善による期待成果					
成果	コスト				
		削減	維持	増加	
	向上		●		
	維持				
低下					
外部評価の実施		無		実施年度	
改善進捗状況等		H25進捗状況			
H25取組内容					
決算審査特別委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)			